

令和8年度 脱炭素まちづくりアドバイザー
派遣希望地方公共団体等の二次公募について
(公募要領)

令和8年6月12日
令和8年6月15日改正
環境省大臣官房地域政策課
地域循環共生圏推進室

環境省では、2030年度温室効果ガス46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に向けた地域脱炭素に取り組む地方公共団体等を対象に、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣を希望する地方公共団体等の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領及び別添資料に記載するとおりですので、応募される方はそれぞれご確認をお願いいたします。

また、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣対象地方公共団体等として選定された場合には、環境省が契約している「令和8年度地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成委託業務」の委託事業者（以下「委託事業者」という。）と各種取組を実施いたしますので、ご留意ください。

1. 公募目的

我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明しました。これを実現する具体的な道筋としてとりまとめた「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議決定）では、「地域脱炭素は地域の成長戦略」というキーメッセージを掲げています。つまり、脱炭素の主要なフィールドは地域であり、事業スキーム次第では地域課題の同時解決にもつなげられるものです。このような「地域脱炭素」を実現するためには、地方公共団体・企業・住民といった地域のステークホルダーが、どうすれば地域に利益をもたらす形で脱炭素が進むのかを主体的に考えながら、取組を進めていくことが重要です。

このためにはまず、地域がどのような姿でありたいのかという地域のビジョンを実現するために、どのような事業が必要なのかを特定し、実施していく必要があります。この中で地方公共団体は、

- ・地域の再エネポテンシャルの把握
- ・地域特性に応じた再エネ・省エネ事業の総合的な計画立案
- ・再エネ設備の導入・管理・リスク管理を含めた持続的な事業運用
- ・再エネ資源を活用した、地域の課題解決に資する事業運用に係る経営知識
- ・地域の多様なステークホルダーとの連携体制構築や利害調整の積極的な実施

など多岐にわたる役割を自ら果たすか、あるいはこのような取組が可能な事業者等と連携しながら実施していく必要があります。

一方で、これらの知識やノウハウを持った人材が必ずしも地域にいるとは限らず、脱炭素施策を担う人材の確保は、多くの地方公共団体において課題となっています。

本事業では、地域脱炭素に関する専門的な知識を持つ民間事業者や地域脱炭素に取り組んできた経験を有する地方公共団体職員を「脱炭素まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として任命し、地域脱炭素を主体的に実施する意欲のある地方公共団体等に対して派遣することで、当該地方公共団体等の取組を支援し、もって地域脱炭素を加速することを目的とします。

2. 公募対象

公募の対象は、脱炭素まちづくりアドバイザーからの助言を受けることを希望する地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合。以下同じ。）及び地方公共団体と協働して取り組む団体（自治体が参画する協議会、自治体が出資する団体、自治体と協定を締結している団体及び公共的団体に限る。）（以下、「地方公共団体等」という。）とします。過去に本事業に参加した地方公共団体の応募も可能です。

また、複数の地方公共団体等で共同申請することも可能です。複数の地方公共団体等による共同申請としては、複数地方公共団体等が連携して行う事業や施策への助言等を想定しており、各地方公共団体等が個別に行う取組への助言等を一つの地方公共団体等がとりまとめて申請するというものではありません。複数の地方公共団体等による共同申請の場合は、申請書類である【様式2】において、その趣旨が分かるように記載してください。

なお、都道府県が申請する場合は、県の自主事業に関する助言等のみならず、県内市町村への取組支援に対する助言等も可能です。

脱炭素まちづくりアドバイザーの一覧は別紙1のとおりです。

※アドバイザーの登録状況は変わる可能性があります。

3. 審査手順

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、令和8年度全体で80団体程度にアドバイザーを派遣する予定です。なお、派遣団体数は派遣形式の希望の偏り等により変動する可能性があります。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。

応募から派遣団体決定までの間に、必要に応じて環境省（地方環境事務所を含む。）又は委託事業者が、申請者に対してヒアリング等を行う場合があります。また、応募フォームに記入された内容や添付書類は、委託事業者、脱炭素まちづくりアドバイザー制度ワーキンググループ（外部有識者で構成。以下「WG」という。別紙2参照）、派遣候補のアドバイザー及び地方環境事務所にも共有されます。

なお、本事業は、地域脱炭素の推進に当たって課題に直面している地域の取組を支援するために、アドバイザーの派遣という手段をどのように活用すればよいかという知見を蓄積し、国全体の脱炭素を推進していくという観点で行うものです。このため、優れた事業構想を提案する自治体を、アドバイザーを派遣する地方公共団体等（以下「派遣団体」という。）として、必ずしも採択するものではありません。

（1）書類審査

環境省及び委託事業者で、応募申請書等に記入された内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、明らかな記入誤り（書式等）や不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

（2）本審査

書類審査を通過した応募については、WGにおいて、申請書に基づき厳正に審査します。

（3）派遣団体の決定

派遣団体の採否の決定は、WGによる審査を基に行います。申請書とWGの審査の結果を、候補のアドバイザーに送付し派遣可否を協議します。アドバイザーが派遣を了承した団体を、WGからの派遣団体選定案として環境省に提示します。環境省はこれを踏まえ、派遣団体と派遣するアドバイザーを決定します。

決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、アドバイザーの受入れ計画を申請内容から変更いただく場合があります。

アドバイザーの派遣期間は、最長で令和9年2月26日（金）までとします。

4. 派遣の回数・形式について

派遣の回数・形式については以下のとおりです。

(1) 伴走型

派遣期間中、定期的なミーティング・連絡により指導助言を行います。この際、2回程度の現地訪問（1泊2日程度）、4回程度のオンラインミーティング（2時間程度）を基本とします。具体的な指導助言の回数については、派遣団体及びアドバイザー間で協議することになります（派遣団体の状況を踏まえて指導助言の回数を増やす場合等には、事務局及び環境省も適宜協議に加わります）。

特定の事業または複合的な事業に関わらず、事業の検討が初めてである場合や脱炭素型の包括的なまちづくり支援等、長期間かけて助言を求める場合であり、受け入れ体制や計画がある程度明確になっている場合等は、伴走型の活用が有効と思われます。

(2) 都道府県型

派遣期間中、定期的なミーティング・連絡により指導助言を行います。この際、3回程度の現地訪問（1泊2日程度）、6回程度のオンラインミーティング（2時間程度）を基本とします。具体的な指導助言の回数については、派遣団体及びアドバイザー間で協議することになります（派遣団体の状況を踏まえて指導助言の回数を増やす場合等には、事務局及び環境省も適宜協議に加わります）。

都道府県型は都道府県による管内市町村の地域脱炭素支援への助言を想定しています。都道府県庁舎への再生可能エネルギー導入など、都道府県単独での取組については（1）伴走型を活用してください。管内市町村を集め、都道府県のフォローを得ながら市町村が実行計画の策定を行う、市町村庁舎への再生可能エネルギーの導入に向けた調査や検討を複数市町村と共に行う場合など管内市町村の脱炭素事業推進に向けて都道府県が支援を行う場合に都道府県型を活用いただけます。

なお、本事業による派遣形式として、アドバイザーを職員として雇用したり（常勤・非常勤問わず）、何らかの委員等として委嘱することを希望する場合は、本事業の支援対象外です。また、アドバイザーが所属する組織との事業に係る派遣など、当該組織の事業として実施すべき案件についても本事業の対象外です。

本事業の支援内容に関わらず、本事業の支援中や支援後にアドバイザーやアドバイザーが所属する組織への発注が見込まれている場合は、申請時にその旨を記載してください。この場合、環境省及び事務局のヒアリングの結果、本事業で支援できない可能性があります。

5. 審査の観点

本審査の観点は、以下のとおりです。これらの観点及びアドバイザーの派遣可能地域数・エリア等を、アドバイザーとの協議に基づき総合的に判断して、派遣団体を選定します。また、都道府県型においては、これらの観点において、市町村との関係性、市町村に求めること及び都道府県の役割並びに支援する市町村の具体的な想定などを含めて判断します。

(1) 現状・実施したい脱炭素施策

- ・申請者は、地域の現状分析を、エビデンスに基づき適切に行えているか。
- ・申請者が実施したい脱炭素施策は、地域の現状に応じた適切段階のものか。

(2) 脱炭素施策の実施によって地域にもたらしたい脱炭素以外のメリット・地域裨益・ありたい未来（ビジョン）

- ・地域脱炭素に向けて実施したい施策や事業について、地域の課題を解決し、地域のありたい未来を実現するためになぜ必要なのかを、申請者はわかりやすく説明できているか。

(3) 事業の計画及び実施に当たっての課題

- ・地域脱炭素に向けた施策や事業の実施に当たり、現在地域にあるリソース（特に人材や情報、ノウハウ）では解決できない課題を、申請者はどの程度具体的に特定できているか。

(4) アドバイザーの受入れ計画

- ・（3）で挙げた課題を解決するために、アドバイザーにどのような知見を提供してほしいのかを、年間の事業計画・スケジュール内での位置づけとあわせて、申請者は具体的に示しているか。
- ・（3）で挙げた課題を解決するために、派遣期間中にアドバイザーに参加してもらう場をどのようにして効果的に設けるかについて、申請者は具体的に示しているか。

(5) 他地域への展開可能性

- ・申請者が直面している地域脱炭素施策を進めるに当たっての課題を、本制度を活用して解決できたとき、本制度の有効な活用事例として、他の同様の課題を抱えている地域への横展開が期待されるか。

6. 公募説明会

本事業の一次公募における公募説明会のアーカイブ配信をしていますので、アドバイザーの派遣を希望する地方公共団体の主たる担当者につきましては、公募説明会のアーカイブ動画を視聴し、事業内容の把握をお願いいたします。公募説明会の視聴方法については、下記のURLより御覧ください。なお、スケジュールは二次公募と一部異なった

説明になっておりますので、スケジュールについては本公募要領を御確認ください。

https://www.env.go.jp/press/press_05118.html

7. 応募方法等

(1) 応募方法

公募期間内に、【様式1】及び【様式2】に、必要事項を記入の上、補足資料（様式任意・提出有無は自由）と共に電子ファイル（様式1はPDF形式。様式2はエクセル形式。）により、電子メールで送信してください。また、民間事業者が申請する場合は、協働する自治体がかかる書類（任意様式。組織体を構成している場合は、構成員がかかる書類など。組織体がない場合は、自治体の同意書。）を添付してください。

電子メールの件名には「令和8年度脱炭素まちづくりアドバイザー制度への応募書類」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。送信日の翌々営業日11時までに受信連絡メールが届かない場合は、再度電子メールにてご連絡ください。

理由の如何によらず、提出期限までに申請書を受領できなかった場合は、審査の対象とはしません。また、郵送・来訪等による提出は、期限内であっても受け取りません。

提出先：adviser@e-konzal.co.jp

(2) 公募期間

令和8年6月15日（月）から令和8年7月10日（金）17:00 必着

(3) 応募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

脱炭素まちづくりアドバイザー事務局（株式会社 E-konzal内）

E-Mail：adviser@e-konzal.co.jp

② 受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「【質問】脱炭素まちづくりアドバイザー派遣地方公共団体等の公募に関する質問」としてください。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属（部署）、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

③ 受付期間

令和8年7月6日（月）17:00まで

④ 回答

令和8年7月8日（水）17:00までに、電子メールにより行います。

8. 採択後のアドバイザー派遣について

(1) 派遣に要する費用について

アドバイザーの派遣に際して必要となる経費は、委託事業者からアドバイザーに直接支払います。このため、環境省または委託事業者から、派遣団体に対して何らかの経費を支払うことはありません。

(2) 派遣期間

派遣団体として採択された日から令和9年2月26日（金）まで。

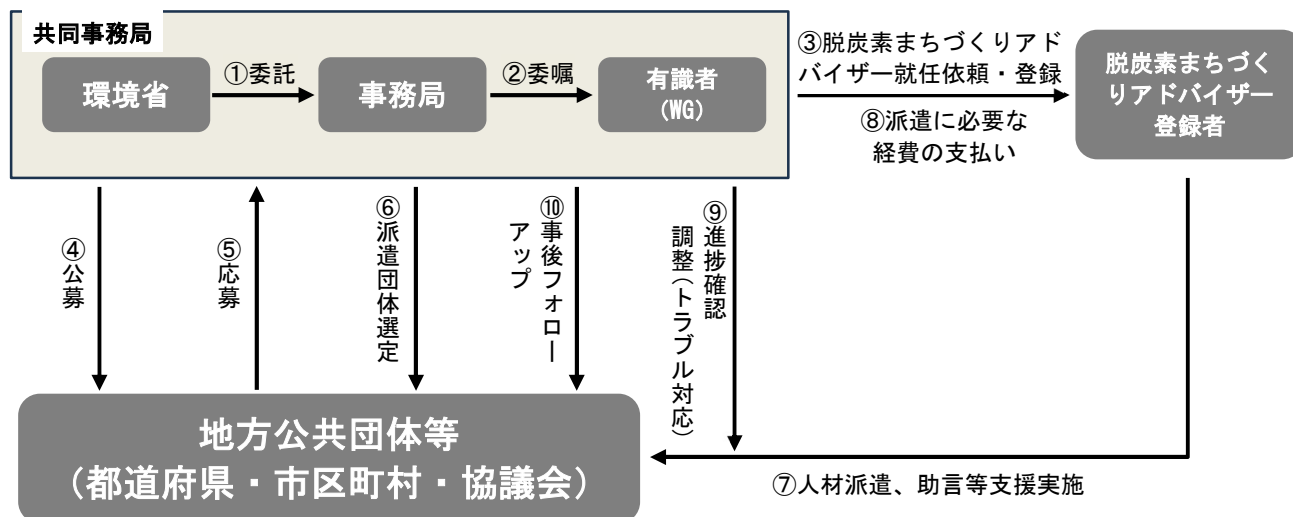
この期間の中でいつアドバイザーの訪問等を受け入れるかは、派遣団体とアドバイザーとで、直接日程を調整してください。

(3) 留意事項

- ① 採択は1自治体地域につき1回までとなります。異なるテーマなどの助言を望まれる場合は、②の複数名のアドバイザー派遣を検討してください。派遣期間中に新たに相談事項が発生した場合は、選定済みのアドバイザー及び事務局に期間中の2名派遣への変更を相談してください。
- ② 複数のアドバイザーからの助言・支援を希望する場合は、それぞれのアドバイザーにどのような助言を求めるかを明確にし、記載してください（ただし、現地派遣やオンラインミーティングの回数目安は1名派遣の場合と同様となる点に注意してください）。
- ③ 受け入れを希望するアドバイザーを指定せずに応募することも可能です。この場合、WGでの選定時には、応募申請書の内容に基づき助言可能と思われるアドバイザーを割り当てるため、助言を受けたい事項の内容は具体的に記載してください。
- ④ 民間事業者が申請した場合は、派遣に当たっては、連携する自治体が必ず同席してください。
- ⑤ アドバイザーの派遣終了後には、フォローアップのアンケートにご協力いただきます。
- ⑥ 状況の把握等のため、アドバイザーと派遣団体の面談等に事務局又は環境省（地方環境事務所を含む）が同席する場合があります。また、地方公共団体側で同席を希望する場合は、申し出ることもできます（日程の都合等で同席できない場合もあります）。

- ⑦ 派遣期間中にトラブルが発生した場合や疑問点が生じた場合の相談は、委託事業者にて受け付けます。

(参考) 事業スキーム



9. その他

応募書類の取扱い

応募書類に記載された内容は、応募者に無断で、応募書類の審査及び8. (3) ⑥の面談等の同席のための申請内容の把握のための地方環境事務所への共有以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

脱炭素まちづくりアドバイザー一覧

(令和8年6月1日時点、五十音順・敬称略)

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/platform/?tab=03>

に各アドバイザーの詳細なプロフィールが掲載されています。必ずご確認の上で、派遣希望アドバイザーを選択してください。なお、新たにアドバイザーが追加された場合は、応募申請書の内容に基づき、本一覧に掲載のないアドバイザーが担当する場合があります。

氏名	所属
秋田 大介	株式会社イマゴト
稲垣 憲治	一般社団法人ローカルグッド創成支援機構
上山 隆浩	岡山県 西粟倉村役場
宇山 生朗	公益財団法人北海道環境財団
上保 裕典	Local One
榎原 友樹	株式会社イー・コンサル/株式会社能勢・豊能まちづくり
及川 斉志	みずいろ電力(株)
岡崎 修司	神奈川県 横浜市役所
小川 拓哉	うすきエネルギー株式会社
小野 尚弘	株式会社大地とエネルギー総合研究所
菊池 貞雄	バイオマスリサーチ株式会社
北橋 みどり	株式会社能勢・豊能まちづくり
木原 浩貴	たんたんエナジー株式会社
木村 誠一郎	一般社団法人離島エネルギー研究所
久木 裕	株式会社バイオマスアグリゲーション
河野 裕之	NTT西日本株式会社

氏名	所属
合原 亮一	株式会社ガリレオ
小西 豊樹	中小企業診断士
小西 正樹	京都府 宮津市役所
佐藤 直己	ローカルでんき株式会社/一般社団法人L E I
白簾 佳三	岡山県 西粟倉村役場
杉本 隆弘	岡山県 真庭市役所
鈴木 亨	NPO法人北海道グリーンファンド
高松 重和	北海道 赤井川村役場
竹内 昌義	東北芸術工科大学/エネルギーまちづくり社 みかんぐみ
橘 雅哉	芝浦工業大学SIT総合研究所
谷口 信雄	一般社団法人地域政策デザインオフィス
堂屋敷 誠	北海道自然電力株式会社/自然電力株式会社
豊岡 和美	一般社団法人徳島地域エネルギー
中島 一嘉	株式会社アズマ
中嶋 崇史	株式会社球磨村森電力
中島 大	一般社団法人小水力開発支援協会 一般社団法人ローカルグッド創成支援機構
服部 乃利子	しずおか未来エネルギー株式会社 /静岡県地球温暖化防止活動推進センター
廣田 潤	静岡県 静岡市役所
藤島 和典	合同会社クラウドグリッド
藤田 浩司	おおなんきらりエネルギー株式会社

氏名	所属
古村 優	東京都
前原 充宏	秋田県 鹿角市役所
松村 寿弘	岩手県 紫波町役場
宮城 康智	株式会社エネルギーラボ沖縄
本村 勇一郎	やめエネルギー株式会社/合同会社ACCORD /一般社団法人地域資源活用推進協会
八林 公平	株式会社エスプールブルードットグリーン
柳原 暁	株式会社philic
山口 勝洋	紫波グリーンエネルギー株式会社/エネ技地ンター株式会社
横尾 将	一般社団法人エネルギー・まちデザインユニット

脱炭素まちづくりアドバイザー制度 ワーキンググループ委員

(令和8年6月1日時点、五十音順・敬称略)

- | | |
|-------|----------------------------|
| 稲垣 憲治 | 一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 事務局長 |
| 上保 裕典 | Local One 代表 |
| 尾山 優子 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 理事・事務局長 |
| 藤野 純一 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 上席研究員 |